

放課後安心特約付安全共済会

放課後安心プランのあらまし

放課後安心プランは市区町村の放課後体験活動事業を管轄する組織の代表者を契約者とし、その団体に所属する子どもや指導員を被共済者（補償の対象となる方）（※1）としてその活動を保障する制度です。被共済者が放課後体験活動中に被った死亡・後遺障害・傷害および疾病について全子連（※2）が共済金をお支払いします。また、放課後体験活動中の事故により、主催団体や指導者等（安全共済会加入者に限る）が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金としてお支払いします。

【賠償責任保険は全子連が契約者となり保険料を負担しています】

（※1）放課後安心プランにご加入いただくと全国子ども会安全共済会会員となります。（※2）全子連＝全国子ども会連合会

制度の全体像

放課後安心プラン
年間掛金お一人当たり
500円

被共済者の傷害・疾病

放課後体験活動団体の
賠償責任の補償

主契約からの共済金

放課後安心特約からの
共済金子ども会賠償責任保険からの
保険金施設所有（管理）者賠償責任保険
受託者賠償責任保険ほか

補償の対象

《被共済者の傷害等》

被共済者が、補償期間中に放課後体験活動中（18歳以上の管理者の管理下）に被った死亡、後遺障害、疾病（※）および急激で偶発な外来事故により被った傷害について共済金をお支払いします。学校・自宅と放課後体験活動場所の往復中（合理的な経路および方法。学校管理下を除く）を含みます。細菌性・ウイルス性食中毒および熱中症も補償の対象となります。（※）特約は疾病による補償はありません。

《放課後体験活動団体の賠償責任》

主催団体や指導者等（安全共済会加入者に限る）が、放課後体験活動中の事故により、法律上の損害賠償責任（※）を負担することによって被る損害を保険金としてお支払いします。

（※）主催者以外の第三者が死傷したり、第三者の財物に損害を与えたり、もしくは他人から預かった財物に損害を与えたことにより被る損害賠償責任。

被共済者の傷害疾病の補償金額と共済掛金

主契約		特約	
補償内容	補償額	補償内容	補償額
死亡	600万円	死亡	2,500万円
後遺障害	後遺障害等級に応じて 600万円～7万円	後遺障害	後遺障害等級に応じて 2,900万円～80万円
医療	健康保険等を適用した 医療費総額30% （医療点数×3円）	入院	入院日数×4,000円 （180日限度）
		通院	通院日数×1,500円 （30日限度）
		手術	40,000円 （又は20,000円） （一回限り）
掛金	70円 ・掛金50円 ・運営費20円	掛金	430円

放課後安心プラン	
補償内容	補償額
死亡	3,100万円
後遺障害	後遺障害等級に応じて 3,500万円～7万円
医療	健康保険等を適用した 医療費総額の30% （医療点数×3円）
	入院日数×4,000円 （180日限度）
	通院日数×1,500円 （30日限度）
	手術 40,000円（又は20,000円） （一回限り）
掛金	500円

※医療共済金は、以下の場合お支払い対象外となります。

- 1.事故の発生の日を含めて180日を経過した医療共済金
- 2.医療共済金を受けられる期間に更に傷害や疾病を被った医療共済金
- 3.主契約の医療共済金の額が1,000円以下の場合

共済掛金には全子連運営費20円が含まれています。

共済金を支払わない主な場合

1. 全子連は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害又は疾病に対しては、共済金を支払いません。
 - ① 共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失
 - ② 共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし被共済者が小学生以下の闘争行為の場合には、共済金を支払います。
 - ④ 被共済者が飲酒後に発生した当日中の事故等。
 - ⑤ 被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ウ 自転車に二人乗りしている間（法令で認められる場合を除きます。）
 - ⑥ 被共済者の妊娠、出産、早産又は流産
 - ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
 - ⑧ 地震もしくは噴火又はこれらによる津波
 - ⑨ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
 - ⑩ ⑦から⑨までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑪ ⑨以外の放射性照射又は放射能汚染
 - ⑫ 喘息・癲癇の持病
 - ⑬ 安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族の同伴がない就学前3年までの乳幼児に、子ども会活動で発生した事故等
 - ⑭ 被共済者が学校管理下にある間に発生した事故等。ただし、被共済者が児童・生徒でない場合には、共済金を支払います。
2. 全子連は、医学的他覚所見があるが、子ども会活動との因果関係がないことが医師等により明確に判断される傷害又は疾病の場合は、共済金を支払いません。
3. 全子連は、被共済者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなくとも、共済金を支払いません。（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。
4. 全子連は、次の傷害に対しては共済金を支払いません。
 - ① オスグッド病・野球肘・疲労骨折
 - ② 感染症法に基づく感染症。ただし、感染経路が明確に判明した食中毒は除く。

契約者と 補償対象者

●市区町村の放課後体験活動事業を管轄する組織の代表者又は放課後体験活動事業の（学区等）代表者を契約者とし、補償対象者はその団体に所属する子どもや指導員

補償期間

●令和6年3月31日までに加入手続き完了の場合・・・令和6年4月1日午前0時から。令和7年3月31日午後12時まで
●令和6年4月1日以降に加入手続き完了の場合・・・加入手続き完了日の翌日午前0時から

新規加入手続き

●お手続きのご案内をいたしますので、全子連へお問い合わせください。
●掛金は、4月1日（午前0時）補償開始の場合は4月10日までに全子連指定の口座にお振込み願います。

被共済者の異動

●追加加入…契約者が追加加入手続きを行います。（中途加入においても年間掛金が適用されます。）
●退会…特に手続きは不要です。（掛金の払い戻しはありません。）

共済金・保険金のご請求

●放課後安心プラン…医療共済金の場合、治療が完了した日または事故後180日経過日のいずれか早い日以降、60日以内のご請求となります。
●賠償責任保険…被保険者が被害者に弁償を行っている場合、または示談が完了してからご請求願います。

お申し込みから 加入の流れ （令和5年度）



houkago@kodomo-kai.or.jp

または
03-5319-1741



メールにてお手続き書類等をご案内いたします。共済契約申込書を全子連へ郵送してください。



加入に必要な
・加入者データ
・通常活動・個別行事データをアップロードしていただくためのシステムログインID/PWを発行します。

ご請求書と 共済金のお振込

加入者等の確認ができましたら、請求書を発行いたしますので指定口座へ共済掛金のお振込みをお願い致します。

事故が起きたら



事故第一報

全子連ホームページよりご連絡ください。
医療 負傷者の住所、氏名、年齢、事故の状況等
賠償 加害者と被害者の氏名、事故の状況等



医療 事故第一報受付後、ご請求者様へ請求に必要な書類を郵送いたします。
賠償 有責無責の判断後、有責の場合は、ご請求者様へ必要な書類を郵送いたします。（いずれの書類もホームページよりダウンロードも可能です）



書類を整えていただき、所属団体を經由して、全子連へご提出ください。



公益社団法人
全国子ども会連合会

〒112-0012東京都文京区大塚6-1-14

お問い合わせ、事故発生、請求に関しまして

☎ 03-5319-1741

✉ houkago@kodomo-kai.or.jp

https://www.kodomo-kai.or.jp/



本説明書は当補償制度に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては「全国子ども会連合会ホームページ」に記載されている事業方法書、約款、子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内等によりますが、ご不明点については当連合会までご照会ください。

制度概要・注意喚起情報のご説明

- 制度概要は、当補償制度の内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。お手続きをいただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報は、当補償制度に加入依頼をいただくにあたり、被共済者の方にとって不利益となる事項など、特にご注意くださいたい情報を記載したものです。お手続きいただく前に必ずお読みください。
- 本説明書は当補償制度に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、全子連ホームページに掲載されている「事業方法書、共済約款、放課後安心特約約款、子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内」をご確認願います。なお、ご不明点につきましては全子連までご照会ください。
- 団体構成員の皆様にも本説明書の内容をご説明いただきますようお願いいたします。

制度概要の説明

1. 制度の仕組み

本制度は安全共済会（主契約及び放課後安心特約）と子ども会賠償責任保険からなります。

2. 契約者

①安全共済会（主契約及び放課後安心特約）

原則として市町村（区）の放課後体験活動（放課後子供教室、放課後児童クラブ又はそれらに準ずる団体）を管轄する組織の代表者又は放課後体験活動の代表者が契約者となります。（安全共済会は全子連が引き受ける共済制度で、文部科学省の認可を受けて運営しています。）

②子ども会賠償責任保険

全子連が契約者です。（放課後子供教室、放課後児童クラブ又はそれらに準ずる団体および指導者等が賠償責任を負った場合に補償する契約を損害保険会社と締結しています。）

3. 補償期間

令和6年4月1日午前0時から令和7年3月31日午後12時まで。

ただし令和6年4月1日以降の加入手続きの場合の補償開始期は、加入手続きを行った翌日午前0時からとなります。

4. 引受条件

①加入対象者：放課後体験活動を行う組織に所属する者

②補償額、掛金：放課後安心プランのあらましをご覧ください。

③被共済者（被保険者）：安全共済会については、加入依頼手続きを行った際に登録した団体会員名簿に記載のある方が被共済者となります。子ども会賠償責任保険については、放課後体験活動を行う組織および指導者等（安全共済会加入者に限る）が被保険者となります。

5. 補償の内容

被共済者の所属する放課後体験活動の管理下における活動中及び放課後体験活動と被保険者の学校・自宅との通常の経路往復中に発生した次の事故が対象となります。（ただし、原則として日本国内における事故に限りします。）

①安全共済会(主契約及び放課後安心特約)：疾病又は急激で偶然な外来の事故により被った傷害（熱中症及び細菌性・ウイルス性食中毒を含む。）に起因する死亡、後遺障害、入院、通院、手術

②子ども会賠償責任保険：児童やその他の第三者にケガをさせたり、その他の第三者の物を壊したことによって、主催団体および指導者等が法律上の損害賠償責任を負った場合（往復中は対象外）

6. 満期返戻金、契約者配当金及び中途脱退における返戻金

この制度には、満期返戻金、契約者配当金、及び中途脱退における返戻金はありません。

注意喚起情報

1. 告知義務・通知義務等

(1)ご加入時における注意事項

加入者名簿に必要な事項はご加入に関する重要な事項となりますので、正しくご入力いただく必要があります。

また、掛金の不足などがありますと、共済金が支払われないことがあります。

(2)ご加入後における留意事項

契約者名、代表者情報の変更があった場合は、全子連ホームページの各種変更より変更手続きを行ってください。

(3)次回更新加入のお引受け

共済金請求にあたり、約款等に違反することがあった場合等は、次回以降の加入依頼の受付をお断りさせていただくことがありますので、予めご了承ください。

2. 補償開始期

令和6年3月31日以前に加入手続きを行った場合は、令和6年4月1日午前0時から、令和6年4月1日以降に加入手続きを行った場合は、加入手続きを行った日の翌日午前0時から補償が開始されます。

3. 共済金・保険金をお支払いできない主な場合

学校管理下で行われる活動は補償対象となりません。免責事由は、「制度のあらまし」の「共済金を支払わない主な場合」・「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

4. 共済金・保険金のご請求・お支払いについて

事故が発生した場合の共済金の手続き等については全子連ホームページをご覧ください。

共済金のご請求にあたり、約款に定める書類のほか、各種証明または証拠となる書類を別途ご提出いただく場合があります。被共済者が共済金を請求できず、かつ、代理人がいない場合は、被共済者のご家族のうち一定の条件を満たす方が、代理人として共済金を請求できる場合があります。詳細は、全子連までお問い合わせください。（上記代理人規定は賠償責任保険には適用されません。）

賠償責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金の請求をすることができます（保険法第22条第2項）。

そのため、被保険者が賠償責任保険金（費用保険金を除く。）をご請求できるのは、①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合、②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合、③被保険者の指図に基づき、保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合、のいずれかの場合に限られます。

5. 個人情報の取扱いについて

本共済契約に関する個人情報は、全子連が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

6. 被共済者からの申し出による加入取り消し

被共済者からの申し出により、被共済者ご自身の加入を取り消すことができます。詳細について全子連までご照会ください。なお、中途での加入取り消しの場合、返戻金はありません。

7. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

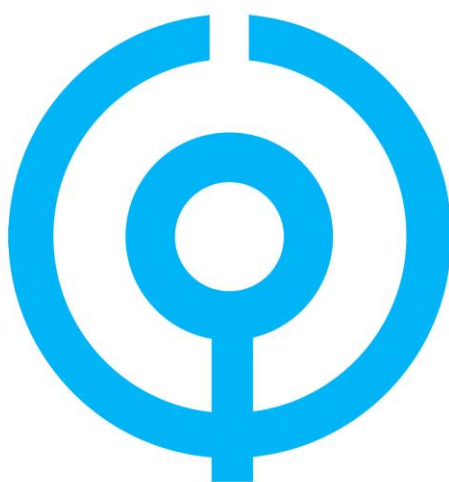
●ご加入時にご契約者、被共済者または共済金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、ご加入を取り消すことができます。

●以下に該当する事由がある場合には、ご加入は無効になります。

- ・ご加入時にご契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもってした場合
- ・死亡共済金受取人を指定する場合において、その被共済者の同意を得なかったとき（その被共済者の法定相続人を死亡共済金受取人にする場合は除きます。）

●以下に該当する事由がある場合には、全子連はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の共済金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被共済者または共済金受取人が全子連にこの契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被共済者または共済金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この契約に基づく共済金の請求に関し被共済者または共済金受取人に詐欺の行為があった場合等



お問い合わせ、事故発生、請求に関しまして

☎ 03-5319-1741

✉ hokago@kodomo-kai.or.jp

<https://www.kodomo-kai.or.jp/>

公益社団法人全国子ども会連合会

〒112-0012

東京都文京区大塚6-1-14

